

大口町議会タブレット機器貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大口町議会議員（以下「議員」という。）へのタブレット機器の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大口町議会の会議における資料等を電子化し、効率的で機能的な会議運営に努め、もって町民に対して、より正確かつ詳細な情報伝達を行うことを目的とする。

(期間)

第3条 貸与期間は、議員の任期期間中とする。ただし、任期中に議員の辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散があった場合は、その時点を貸与期間の終期とする。

(機器)

第4条 貸与するタブレット機器は、別表に掲げる機種とする。

(貸与)

第5条 議長は、第2条の目的に使用するため、議員にタブレット機器を貸与するものとする。

2 議長は、タブレット機器貸与台帳を整備し、管理をしなければならない。

(管理責任)

第6条 議員は、タブレット機器の利用及び保管を適正に行うと共に、貸与期間中の破損、紛失、盗難等の防止に努めなければならない。

(順守事項)

第7条 議員は、貸与されたタブレット機器の適正な利用に努め、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令を順守し、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 第2条の目的以外の利用
- (2) 他者への転貸、売却または譲渡
- (3) 使用に必要なID、パスワード等を第三者に漏えいすること。

- (4) 第三者のパスワード等を用いて利用すること。
- (5) 第三者のファイル、システムファイル、その他の利用が許可されていない資源にアクセスすること。
- (6) 議長の許可なく不当にハードウェア及びソフトウェアの設定を変更すること。
(障害及び事故)

第8条 議員は、次に掲げる障害及び事故が発生したときは、直ちに議長に報告しなければならない。

- (1) タブレット機器を破損又は紛失したとき。
- (2) タブレット機器を盗難されたとき。
- (3) タブレット機器が正常に作動しなくなったとき。
- (4) パスワードが第三者に漏れた可能性があるとき。
- (5) データの改ざん、抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入、または、それらのおそれのある事実を発見したとき。

2 議員が、故意又は不注意等により前項の障害及び事故が発生させ、タブレット機器が正常に作動しなくなったときは、議員は相当の代価を弁償しなければならない。

(利用の停止)

第9条 議長は、第7条に規定されている禁止行為を行った議員に対し、タブレット機器の貸与を取りやめることができる。

(返却)

第10条 議員は、貸与期間が終了した場合、又は第3条ただし書きによる場合には、速やかにタブレット機器を返却しなければならない。

2 返却されたタブレット機器に障害、破損、欠品等があるときには、第8条第2項によるものとする。

(庶務)

第11条 タブレット機器の貸与に関する庶務は、議会事務局において処理する。

(その他必要事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、タブレット機器の貸与に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則（平成30年10月25日 大口町議会訓令第1号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和8年1月19日 大口町議会訓令第1号）

この規程中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

タブレット機器	13インチ iPad Air (M3)
	Wi-Fiモデル 128GB
	Apple Pencil Pro
	USB-C充電ケーブル
	USB-C電源アダプタ
消耗品	カバー